

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年5月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200681 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300006 号

第1 結論

昭和 61 年 8 月から昭和 62 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 8 月から昭和 62 年 4 月まで

会社を退職後、昭和 61 年 8 月から昭和 62 年 5 月まで A 市 B 区に居住していたときに、C 市の社会保険事務所 (当時) 又は役場から国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を促す電話があり、C 市の D 駅から歩いて数分の社会保険事務所又は役場へ行き、国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していなかった保険料をまとめて納付した。その後、ほかの会社を退職した後も国民年金の加入手続きのために同じ事務所に行ったことを記憶している。国民年金の記録がない当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに交付された年金手帳は 1 冊のみであると陳述しているところ、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号 (以下「国民年金番号」という。) が新たに払い出され、住所地の市町村長から年金手帳が交付されるか、あるいは厚生年金保険被保険者として既に交付されている年金手帳に新たに払い出された国民年金番号が追記されることとなるが、請求者から提出された年金手帳には請求者が昭和 55 年 3 月に初めて厚生年金保険被保険者となった事業所における厚生年金保険の記号番号 (*) の下欄に、請求者が平成 6 年 3 月から平成 9 年 6 月まで住民登録していた C 市 E 区を管轄する F 社会保険事務所において払い出された国民年金番号 (*) 及び国民年金の「初めて被保険者となった日」として「平成 5 年 4 月 21 日」の日付が追記されており、請求期間に国民年金の被保険者となった旨の記載は確認できない。

一方、上記の平成 5 年 4 月 21 日時点において、請求者が住民登録していたのは C 市 G 区であり、同区を管轄するのは H 社会保険事務所であるが、オンライン記録により、請求者が平成 5 年 4 月 21 日に被保険者資格を取得する処理が行われたのは平成 7 年 4 月 14 日であることが確認できるほか、C 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿を確認したところ、被保険者資格

取得日は平成5年4月21日であるが、当該名簿の作成日は平成7年5月11日であり、請求者の住所は同市E区のIと記録されている。

また、請求者に係る改製原附票により、請求期間において、請求者はA市B区に住民登録していることが確認できることから、請求期間当時、国民年金の加入に係る申出書の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務は、被保険者の住所地における市町村長が行うものとされていることから、請求者がA市に居住していたときにC市で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする主張は当時の国民年金制度における取扱いとは一致しない。

さらに、請求者が請求期間に住民登録していたA市は、請求者の同市における国民年金の加入記録はないと回答しているほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にA市で払い出された国民年金番号を確認したが、請求者に国民年金番号が払い出されたことは確認できない上、社会保険オンラインシステムにより、請求者の生年月日及び類似する氏名を含む複数の氏名で検索を行ったが、請求者に前記の年金手帳に記載された国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者は、平成7年4月頃にC市において初めて国民年金の加入手続を行ったと推認でき、請求期間については国民年金の未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。